

令和2年3月11日

保護者のみなさま

プラハ日本人学校
校長 地福 收一

チェコ保健省からの通達について

チェコ保健省からプラハ日本人学校へ次の通達が来ました。全文の翻訳は、次項をご覧ください。

『公共の場における国民の健康の保護をする国の最高の行政機関 保健省は、COVID-19に関する病気の拡散から国民を保護し、その予防のため 以下の手順を命じる。

I

以下のことを禁ずる。2020年3月11日より施行

- 学校法に基づく学校及び学校施設において、基礎学校、高等学校、高等専門学校の児童生徒の立ち入り。
- 大学についての法律に基づく大学において勉強している学生の立ち入り。

II

この緊急措置はその発行日から有効とする。』

プラハ日本人学校は、チェコ教育省から外国人学校として認可されています。そのため、チェコの法律を遵守しなければいけません。

以上の通達を受けて、本日（3月11日）より児童生徒の学校への立ち入りは出来なくなりました。

明日（3月12日）の卒業証書、通知表、学習用具などの持ち帰りは、保護者のみでご来校願います。

ご来校いただく時間は、過日ご連絡いたしました下記の時間をお願いいたします。

- (1) 小学部3月12日（木） 9：00～12：00
- (2) 中学部3月12日（木） 13：00～16：00

なお、卒業証書の児童生徒への授与については、小6と中3の担任は来年度も本校に勤務いたしますので、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた段階で、検討する旨打ち合わせをしております。

2020年3月10日 プラハ

緊急措置

公共の場における国民の健康の保護をする国の最高の行政機関 保健省は、COVID-19 に関する病気の拡散から国民を保護し、その予防のため 以下の手順を命じる。

I

以下のことを禁ずる。2020年3月11日より施行

- 学校法に基づく学校及び学校施設において、基礎学校、高等学校、高等専門学校の児童生徒の立ち入り。
- 大学についての法律に基づく大学において勉強している学生の立ち入り。

II

この緊急措置はその発行日から有効とする。

理由

ヨーロッパにおける COVID-19 に関する病気の拡散に対して緊急に対応するためです。

この対策の項目はすべての教育機関における教育活動を禁止するものです。学校内の限られた空間の中で行われる教育活動はCOVID-19の集団感染のリスクが高いと推測されるためです。

この措置は上記の法律に基づいたすべての学校運営者を対象とします。

この措置はチェコ共和国において COVID-19 の感染の拡散を防ぐために重要なことです。

COVID-19 の発生における現在の感染拡大状況を考慮し、危険度を正確に判断するために、この措置の即時実施が不可欠です。この緊急措置はその発行日から有効とします。

保健省大臣

Mgr. et Mgr. アダム ヴォイチェツヒ MHA